

## 5 輸国第 4751 号

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく日英特惠輸入証明書の発給に関する事項の公表について

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の日英特惠輸入証明書に関する省令（令和 2 年度農林水産省令第 84 号。以下「省令」という。）第 4 条の規定に基づき、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「協定」という。）に基づく日英特惠輸入証明書（以下「証明書」という。）の発給に関する事項を次のとおり定める。

令和 6 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

### 記

#### 第 1 定義

##### 1 発給対象年度

省令第 2 条第 3 項に規定する発給対象年度（証明書の発給の日の属する年度の前年度の初日から末日までの期間）とする。

##### 2 発給年度

発給対象年度の翌年度とする。

##### 3 発給対象物品

省令第 2 条第 4 項において証明書の発給の対象とされている貨物（発給対象年度中に、協定附属書二一 A 第三編第 B 節（以下「協定第 B 節」という。）第二款に規定する原産品（以下「日英特惠原産品」という。）として関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 67 条の輸入申告がなされた貨物であって、法第 73 条第 1 項の規定による輸入の許可前における貨物の引取りの承認（以下「引取承認」という。）を受けたもの）とする。

##### 4 発給可能合計数量

協定第 B 節第一款 5 に規定する数量（それぞれの日英特惠原産品について、発給対象年度における経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日 E U 協定」と

いう。) 附属書 2 - A 第 3 編第 B 節に規定する産品であつて当該日英特惠原産品に対応するものの合計割当数量と日 EU 協定の下で関税割当てを受けた者が利用したことを農林水産省が第 2 の 1 に定める提出時期までに確認した当該対応する産品の割当数量との差) とする。

## 第 2 日英特惠輸入証明書発給申請書の提出時期、提出先、提出方法

### 1 各発給年度における提出時期 (直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。)

開始日 4 月 3 日 (同日が行政機関の休日の場合には翌開庁日)

終了日 4 月 17 日 (同日が行政機関の休日の場合には翌開庁日)

### 2 提出先

別紙の「受付担当課 (班) (以下「受付担当課」という。)」に記載のとおりとする。

### 3 提出方法

日英特惠輸入証明書発給申請書 (以下「申請書」という。) 及び申請書に添付する書類 (以下「申請書類」という。) は、直接持ち込み、郵送 (書留郵便若しくは配達記録郵便 (その取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便をいう。) 又はこれらに準ずるもの。以下「書留郵便等」という。) 又は電子メールにより提出することができる。

ア 直接持ち込みにより提出する場合にあつては、①午前 10 時から正午まで、又は②午後 2 時から午後 4 時までの間に提出するものとする。

イ 書留郵便等により提出する場合にあつては、提出時期に次の宛先へ必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省 (別紙中の「受付担当課 (班)」) 日英特惠輸入申請担当者 宛

(例: 農林水産省 畜産局牛乳乳製品課需給班 日英特惠輸入申請担当者 宛)

ウ 電子メールにより提出する場合にあつては、提出期限日に締め切るものとする (電子メールアドレスは別紙中の「メールアドレス」参照)。

また、件名を「日英特惠輸入申請書類の提出 (省令第 1 条に規定する特惠待遇の適用を受けようとする者 (以下「申請者」という。) 名)」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載することとし、電子メール受信の確認のため、送付後速やかに受付担当課まで必ず連絡することとする。

なお、添付するファイルは、メール 1 通当たり 7 MB 以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の (申請者名) の後に (分割番号/通し番号) を付すこととする。

### 第3 申請者の資格

証明書の申請者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- 1 発給対象年度中に、発給対象物品の引取承認を受けた者であること。
- 2 協定第B節第二款1に掲げる物品（以下「PIC-1」という。）及び4に掲げる物品（以下「PIC-4」という。）に係る申請者は、輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「麦基本要領」という。）第4章I第3の17の規定に基づき、農林水産省農産局長（支出負担行為担当官及び契約担当官。以下「農産局長」という。）との間で食糧用輸入麦等の特別売買契約書（麦加工品・調製品）を締結した輸入業者であること。
- 3 協定第B節第二款9に掲げる物品（以下「PIC-9」という。）に係る申請者は、申請書類を提出する時点において、チョコレートの製造設備を有する者であって、かつ、証明書の発給を受ける当該物品をチョコレートの原料として使用した又は使用することが事実と認められる者であること。
- 4 証明書の発給年度、発給対象年度又はその前年度において、第8の規定に基づく効力及び発給停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者であること。

### 第4 申請書類

- 1 申請書（協定第B節第二款1から10までに掲げる物品ごとに作成するものとする。）
- 2 輸入申告番号ごとに、以下の書類を添付すること。
  - (1) 発給対象年度に、発給対象物品が引取承認を受けていることを証明するための書類の写し（NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System：輸出入・港湾関連情報処理システム）の「輸入許可前引取承認通知」を電子計算機その他の機器を用いて印刷したもの又は当該通知の電子媒体でも可とする。）
  - (2) 当該輸入申告に係る原産品申告書の写し（PIC-1及びPIC-4を除く。）
  - (3) PIC-9に限り、下記の書類及び資料。ただし、発給対象年度に無糖ココア調製品（チョコレート原料用）の関税割当ての実績を有する者であって、当該割当ての申請時に提出した②から⑥までの書類について、本申請の申請時点において内容に変更がない場合には、その書類の添付を必要としない。
    - ① 発給対象年度の月別のチョコレート生地製造実績数量等一覧表、無糖ココア調製品等使用実績数量等一覧表及び国産粉乳（チョコレート生地向け）の調達実績一覧表（別記様式1、2及び3）
    - ② チョコレート製造の工場名及びその所在地を記載した書類
    - ③ 工場配置図（縮尺：千分の一）

- ④ 製造機械配置略図（縮尺：百分の一）
  - ⑤ 工場工程見取図
  - ⑥ チョコレート製造機械設備一覧表（別記様式4）
  - ⑦ この特惠輸入により発給を受ける PIC-9 を、チョコレートの製造用にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書
- 3 引取承認から証明書申請までの期間において、申請者の名称変更や移転等により、2 (1) の「輸入許可前引取承認通知」に記載された社名や住所等に変更があった場合に、その事実を確認できる書類

## 第5 証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

## 第6 特惠待遇の適用基準（証明書発給基準）

- 1 特惠待遇を受けようとする貨物の申請数量は、輸入申告番号ごとに、引取承認時の数量（第4の2の(1)の規定により添付した書類に記載の数量）を上限とする。
- 2 PIC-9 の申請者一人当たりの申請数量の合計は、第4の2の(3)に基づき提出された別記様式2に記載の国産粉乳の使用実績数量（脱脂粉乳については、使用量を 1.34 で除した数量）に3を乗じて得られる数量を上限とする。
- 3 各物品について、全ての申請者の申請数量の合計が、第1の4に掲げる発給可能合計数量以下である場合には、各申請者に対して申請数量のとおり証明書を発給する。
- 4 各物品について、全ての申請者の申請数量の合計が、第1の4に掲げる発給可能合計数量を超える場合には、引取承認を受けた日（以下「引取承認日」という。）の日付順に、第1の4に掲げる発給可能合計数量に達するまで申請数量のとおり証明書を発給する。

この場合において、発給対象となる引取承認日のうち最も遅い日（以下「最終発給対象日」という。）に引取承認を受けた貨物（以下「最終日貨物」という。）に係る申請については、その申請数量に関わらず、最終発給対象日について発給できる残数量（以下「発給残数量」という。）を発給数量とする。ただし、発給残数量が 1 kg に満たない場合は発給しない。

また、複数の最終日貨物について申請が行われた場合には、当該最終日貨物に対する発給数量は、発給残数量を当該最終日貨物の申請数量の合計で除した割合に、それぞれの最終日貨物の申請数量を乗じた数量とする。

この場合において、算出された数量が 1 kg に満たない申請者には証明書を発給しないものとし、算出された数量のうち 1 kg に満たない端数は、これを切り捨てる。

## 第7 証明書の発給、発給数量の通知

- 1 証明書は、発給年度の4月30日（同日が行政機関の休日の場合には前開庁日）までに発給するものとし、原則として、書留郵便等の追跡可能な方法により送付するものとする。
- 2 申請者に対する発給数量の通知は、証明書の送付をもって行う。ただし、証明書が発給されなかった申請者に対しても、証明書が発給されない旨を連絡するものとする。

## 第8 証明書の効力及び発給の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて証明書の発給を受けた者が次の1から5までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して発給された証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項該当者が、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内に引取承認を受けたものに係る証明書の発給を行わない（以下「効力及び発給停止措置」という。）こととする。

- 1 証明書に関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定めに違反したとき。
- 3 省令又は本公表に定める申請書類その他協定に基づく特恵待遇の適用に関する書類について、虚偽の申請又は報告をしたとき。
- 4 証明書に関して日EU協定の下での関税割当に関する不正行為（意図的な使い残し等）をしたとき。
- 5 PIC-1 及び PIC-4 に係る申請者が、麦基本要領第4章のI第3の6の（1）に規定に基づき、農産局長から麦等の輸入に係る資格の取消しを受けたとき。

なお、農林水産省による効力及び発給停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される証明書の発給の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に発給された証明書の全部又は一部は、遡及して無効となることがある。

## 第9 公表

- 1 次に掲げる事項をウェブサイトにおいて公表するものとする。ただし、(5)について、PIC-1 及び PIC-4 の場合にあつては、公表しないものとする。

(1) 第1の4に掲げる発給可能合計数量

- (2) 申請数量の合計
  - (3) 発給数量の合計
  - (4) 最終発給対象日
  - (5) 証明書の発給を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本証明書発給公表に基づき提出された申請書類の記載内容に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)その他関係法令に基づき、適正に管理し、申請内容の審査及び証明書の発給に関連する業務以外には使用しないものとする。ただし、1 に掲げる公表のための内容は除くものとする。

## 第 10 報告

- 1 証明書の発給を受けた者が、証明書の適用に関して法令又は本公表に違反した場合は、遅滞なく、農林水産省に報告しなければならない。
- 2 PIC-9 について、証明書の発給を受けた者は、発給対象年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて(関税割当公表第 69 号)に規定する無糖ココア調製品の使用台帳等の様式に則り、当該物品の使用台帳の写し等を証明書の発給年度の 7 月末日までに受付担当課に 1 部提出するものとする。

## 第 11 その他

- 1 書面による提出において、申請書類の提出部数は 1 部とする。
- 2 申請書等の記載等に関する手続については、日英特惠輸入証明書発給申請書等の記載要領について(令和 2 年 12 月 21 日付け 2 国際第 703 号)によるものとする。
- 3 証明書の発給を受けた者は、当該証明書の発給年度の 6 月 30 日までに、法その他関税に関する法令の規定に基づき、当該証明書を税関長に提出しなければならない(省令第 2 条第 5 項)。なお、申告する税関の受付期間は各税関に確認するものとする。
- 4 証明書の発給を受けた者は、当該証明書に記載された輸入申告番号につき特惠待遇の適用を受けて、又は当該証明書を第 11 の 3 に規定する期限までに税関長へ提出することなく当該期限を経過して、法第 67 条に規定する輸入の許可を受けたときは、同条の規定に基づき税関長から交付を受けた輸入許可書の写しを添付した上で、遅滞なく、当該証明書を農林水産大臣に返納しなければならない(省令第 3 条)。

なお、返納方法は、受付担当課に直接持ち込みのほか、書留郵便等の追跡可能な送付方法により行うものとする。

- 5 証明書の発給に当たって、必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 6 特惠待遇の適用を受け輸入した貨物については、必要に応じ、その輸入、使用、販売等

の調査を行うものとし、証明書の発給を受けた者は、当該調査に協力しなければならない。

7 本公表は、証明書の発給対象年度が令和6年度の貨物から適用する。

| 日英協定<br>附属書 2 - A<br>第3編第B節第二款 | 対象物品                                             | 受付担当課(班)               | 電話番号         | メールアドレス                             | (参考)<br>日EU協定附属書 |
|--------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------|--------------|-------------------------------------|------------------|
| PIC-1                          | 小麦製品                                             | 農産局農産政策部貿易業務課<br>麦類需給班 | 03-6744-1253 | kanzei_trq@maff.go.jp               | T R Q - 1        |
| PIC-2                          | 混合物及び練り生地並びにケーキ<br>ミックス                          | 農産局農産政策部貿易業務課<br>麦類需給班 | 03-6744-1253 | kanzei_trq@maff.go.jp               | T R Q - 2        |
| PIC-3                          | 主として小麦で作られた調製食料<br>品                             | 農産局農産政策部貿易業務課<br>麦類需給班 | 03-6744-1253 | kanzei_trq@maff.go.jp               | T R Q - 3        |
| PIC-4                          | 大麦又は裸麦の調製食料品                                     | 農産局農産政策部貿易業務課<br>麦類需給班 | 03-6744-1253 | kanzei_trq@maff.go.jp               | T R Q - 8        |
| PIC-5                          | コーヒー、茶の混合物、調製食料<br>品及び練り生地                       | 農産局地域作物課国際調整班          | 03-6744-2116 | tariff_rapd@maff.go.jp              | T R Q - 1 1      |
| PIC-6                          | 調製食料品                                            | 農産局地域作物課国際調整班          | 03-6744-2116 | tariff_rapd@maff.go.jp              | T R Q - 1 2      |
| PIC-7                          | 調製食料品（しよ糖の含有量が全<br>重量のうち50%を超えるものに限<br>る。）及びココア粉 | 農産局地域作物課国際調整班          | 03-6744-2116 | tariff_rapd@maff.go.jp              | T R Q - 1 5      |
| PIC-8                          | 無糖ココア調製品                                         | 大臣官房新事業・食品産業部<br>食品製造課 | 03-3502-5747 | seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp      | T R Q - 1 9      |
| PIC-9                          | 無糖ココア調製品（チョコレート<br>原料用）                          | 大臣官房新事業・食品産業部<br>食品製造課 | 03-3502-5747 | seizo_kanzeiwariate@maff.go.jp      | T R Q - 2 0      |
| PIC-10                         | チーズ                                              | 畜産局牛乳乳製品課需給班           | 03-6744-2127 | kanzeiwariate_dairy_maff@maff.go.jp | T R Q - 2 5      |

(別記様式1)

チョコレート生地製造実績数量等一覧表

(単位:トン)

|      | 月初在庫 | 製造数量 | 月末在庫 |
|------|------|------|------|
| 年 4月 |      |      |      |
| 5月   |      |      |      |
| 6月   |      |      |      |
| 7月   |      |      |      |
| 8月   |      |      |      |
| 9月   |      |      |      |
| 上期 計 |      |      |      |
| 10月  |      |      |      |
| 11月  |      |      |      |
| 12月  |      |      |      |
| 年 1月 |      |      |      |
| 2月   |      |      |      |
| 3月   |      |      |      |
| 下期 計 |      |      |      |
| 年度 計 |      |      |      |

(注) チョコレート生地は、混合機、精鍊機、調温機又はその連続装置により生産されるチョコレートペーストである。

氏 名( 法人にあっては名称 )

(別記様式2)

無糖ココア調製品等使用実績数量等一覧表

(単位:トン)

| 区分        | 無糖ココア調製品(A)<br>(関税割当てによるものであって、CPTPP産及びEU産の<br>無糖ココア調製品(用途限定無)の関税割当ては含まない) |                  |                          |                |     |     |     |     | 無糖ココア調製品(B)<br>(特惠輸入<br>によるもの) | 国産粉乳 |      |            |                |                   | 無糖ココア調製品(C)<br>( (A)及び(B)以外のもの) |     |     |     |     |     |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------|----------------|-----|-----|-----|-----|--------------------------------|------|------|------------|----------------|-------------------|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|           | CPTPPに<br>よるもの                                                             | 日EU・EPA<br>によるもの | 日オース<br>トラリアEPA<br>によるもの | その他のもの         |     |     |     |     | 日英EPA<br>によるもの                 | 全粉   | 脱脂粉乳 | その他の<br>粉乳 | 全粉乳<br>換算<br>計 | その他の<br>粉乳の<br>種類 | CPTPP産                          |     | EU産 | 英国産 | その他 | 計   |
|           |                                                                            |                  |                          | CPTPP産         |     | EU産 | その他 | 計   |                                |      |      |            |                |                   |                                 |     |     |     |     |     |
|           |                                                                            |                  |                          | うちオース<br>トラリア産 |     |     |     |     |                                |      |      |            |                |                   |                                 |     |     |     |     |     |
| ( 期初在庫 )  | ( )                                                                        | ( )              | ( )                      | ( )            | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( )                            | ( )  | ( )  | ( )        | ( )            | ( )               | ( )                             | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) |
| 令和 年度上期 計 |                                                                            |                  |                          |                |     |     |     |     |                                |      |      |            |                |                   |                                 |     |     |     |     |     |
| ( 期末在庫 )  | ( )                                                                        | ( )              | ( )                      | ( )            | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( )                            | ( )  | ( )  | ( )        | ( )            | ( )               | ( )                             | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) |
| ( 期初在庫 )  | ( )                                                                        | ( )              | ( )                      | ( )            | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( )                            | ( )  | ( )  | ( )        | ( )            | ( )               | ( )                             | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) |
| 令和 年度下期 計 |                                                                            |                  |                          |                |     |     |     |     |                                |      |      |            |                |                   |                                 |     |     |     |     |     |
| ( 期末在庫 )  | ( )                                                                        | ( )              | ( )                      | ( )            | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( )                            | ( )  | ( )  | ( )        | ( )            | ( )               | ( )                             | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) |

注 1: 全粉乳換算比は、全粉1、脱脂粉乳1.34、その他の粉乳1とする。  
注 2: その他の粉乳の種類は、半期の合計についてのみ記入すること。  
注 3: (A)、(B)、(C)は、チョコレート生地向けのみの数値とする。  
注 4: (A)のCPTPP産の無糖ココア調製品(用途限定無)はTWQ-JP13、(A)のEU産の無糖ココア調製品(用途限定無)はTRQ-19の関税割当てをいう。

(別記様式3)

国産粉乳(チョコレート生地向け)の調達実績一覧表

(単位:トン)

| 入手時期 | 粉乳の種類 | 粉乳の製造メーカー名 | 購入量 | 使用量 |
|------|-------|------------|-----|-----|
| 年度上期 |       |            |     |     |
| 年度下期 |       |            |     |     |
| 合 計  |       |            |     |     |

氏名(法人にあっては名称)

(別記様式 4)

チョコレート製造機械設備一覧表

製造業者名 \_\_\_\_\_  
工 場 名 \_\_\_\_\_

| No. | 工程別 | 調 査 対 象 機 器 仕 様 |     |               | 基 数 | 総合処理<br>能力(原料<br>換算) | 製造業者 | 取 得<br>年月日 | 取得額 | 備 考 |
|-----|-----|-----------------|-----|---------------|-----|----------------------|------|------------|-----|-----|
|     |     | 機械設備名           | 型 式 | 処理能力又<br>は容能力 |     |                      |      |            |     |     |
|     |     |                 |     |               |     |                      |      |            |     |     |

(注) 工場毎に記入